

平成29年1月11日

於・1002会議室（10階）

第1039回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
○ 会長及び会長代理の選出について .....	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定 について （諮問第1号） .....	4
4. 閉 会 .....	18

## 開 会

○渡邊幹事 それでは、審議会を開催します。

本日は、会長選任までの間、事務局にて議事を進行させていただきます。

最初に、新たに委員にご就任いただきました方をご紹介します。

平成28年12月25日付で、SOMPOホールディングス株式会社グループCEO代表取締役社長 社長執行役員、損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役の櫻田謙悟様にご就任いただいております。一言ご挨拶をお願いいたします。

○櫻田委員 随分長いタイトルですが、SOMPOホールディングスの櫻田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先生方の中で、私は、唯一ビジネスサイド、かつこの世界は素人でございますので、とんちんかんなことを言う可能性もありますので、ご指導いただきながら、正論はちゃんと言えるようにしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

## 議決事項

○会長及び会長代理の選出について

○渡邊幹事 それでは、会長及び会長代理の選任をお願いします。

会長の選任につきましては、電波法第99条の2の2第2項におきまして、「委員の互選により選任する」と規定されております。

まず、会長の候補者のご推薦をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○林委員 委員の先生方、それぞれ高いご見識の方ばかりでございますけれども、中でも、これまで電波監理審議会において会長代理をお務めになり、情報通信技術分野においてとりわけ高いご見識とご経験をお持ちの吉田委員がご適任であるというふうに考えます。僭越ではございますが、吉田委員をご推薦申し上げます。

○渡邊幹事 ただいま、林委員から吉田委員を会長にご推薦いただきましたが、皆さんいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊幹事 吉田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○吉田委員 はい。林先生がおっしゃったそのような高い見識を持っているかどうか甚だ心もとないところではございますが、皆様ご異論がないようでしたら、誠に僭越ですがお受けさせていただきます。

○渡邊幹事 それでは、会長は吉田委員にお願いしたいと思います。

吉田会長、会長席にお移りください。

(吉田会長、会長席に移動)

○渡邊幹事 それでは、会長から一言ご挨拶をお願いします。

○吉田会長 ただいま会長に選任いただきましたが、不慣れなことがたくさんありまして、皆様にご迷惑をおかけすることも多々あるかと存じますが、精いっぱい会長としての責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊幹事 それでは、会長が選任されましたので、ただいまから吉田会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

○吉田会長 それでは、大変僭越ではありますが、ここから私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

まず最初に、会長代理の選出につきましては、電波法第99条の2の2第4

項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない」と規定されております。つきましては、私といたしましては、石黒委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、石黒委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○石黒委員 はい、承知しました。

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、会長代理は石黒委員ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○吉田会長 では、会長代理は石黒委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、石黒会長代理から一言ご挨拶をお願いいたします。

○石黒代理 私は、去年、審議会の委員になったばかりで、まだあまり経験もなく、皆様方を差しおいて僭越ではございますが、務めさせていただきます。会長に事故はないと思っておりますが、万が一の場合には代行を慎んで務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、諮問の審議に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局関係）

○BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定について  
（諮問第1号）

○吉田会長 それでは、審議に先立ちまして、総務省の皆様にご挨拶をいたします。先ほど電波監理審議会の委員の互選によりまして、電波監理審議会会長に就任いたしました吉田進と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石黒代理 先ほど会長代理に選ばれました石黒美幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 それでは、本日の審議を開始いたします。

諮問第1号「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定について」につきまして、玉田衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○玉田衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の玉田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

お手元の資料、諮問第1号説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、背景でございますけれども、総務省が開催をいたしてまいりました4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合、こちらで平成26年9月に4K・8K推進のためのロードマップを公表、平成27年7月に改訂を行ってまいっております。これに従いますと、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送、これが4K・8K放送でございますが、その東経110度CS試験放送については平成29年の放送開始、また、BSと同じく110度CSの実用放送については平成30年の放送開始を目標というふうに掲げてござい

ます。

総務省では、この4K・8K実用放送及び試験放送の実施に向けまして、制度整備を行い、平成28年9月14日に株式会社放送衛星システム（B-SAT）に対して衛星基幹放送局の予備免許、そして、スカパーJSAT株式会社に対して衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の予備免許を付与いたしましたところでございます。これによりまして、4K・8K放送の実施に向けたハードの整備が整いつつあるというところでございます。

その後、総務省では、昨年9月15日から10月17日までの約1カ月の間、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送及び試験放送の業務の認定申請、いわゆるソフトに関する認定申請を受け付けましたところ、実用放送については10社から、試験放送については1社からの申請がございました。本日、これに関しまして諮問するものでございます。

審査の概要等につきましては、4ページ以降の資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと存じます。パワーポイントの資料をご覧いただきたく存じます。

まず5ページでございます。これが4K・8K推進のためのロードマップということでありまして、この絵にあります2017年の110度CS（左旋）による4K試験放送、そして2018年からのBS（右旋）・（左旋）、110度CS（左旋）、この3つの実用放送、これに関するソフトの認定に関するものでございます。

ちなみに、昨年9月に付与しました予備免許を踏まえて、それぞれB-SAT、スカパーJSATで準備が進捗しつつございます。それが、次の6ページからでございますけれども、ハードのほうですが、まずB-SATにおかれましては、既存の衛星にございますトランスポンダ、また、今年の夏にも打上げの予定の衛星に関して予備免許を付与したということで、必要な準備が進んで

ございます。また、C Sのほうについては、スカパー J S A Tが今年の1 2月2 2日に新たな衛星を打ち上げたということで、こちらについても今年4月からの試験放送に向けて必要な準備を進めているところということでございます。右側、ソフトの部分が今回の認定に係る部分ということでございます。

次のページでございます。右旋と左旋ということでございますが、右旋は、これまでの衛星放送2 Kの放送で使ってきている電波、左旋は、左旋回で新たにこのたび使用が可能となった周波数でございます。下のトランスポンダの配列図にございますように、左側がB S右旋・左旋、右側がC S右旋・左旋でございますけれども、黄色くマーカーをした部分が今回の認定に係る周波数でございます。B S右旋につきましては1 7チャンネルが黄色くマーカーを塗ってございますけれども、下のほうに書いてございますが、この第1 7チャンネルは地上デジタル放送の難視聴地域に対するセーフティネット用に使われていたものが今試験放送に使用されております。これを実用放送にも使っていくというもの、そして、ここにはございませんけれども、B S右旋でもう1チャンネル使えるようにしようということで、後ほど話が出てまいります。それから、B Sのほうは、これによりまして各チャンネル、4 Kで3番組ずつ、C Sのほうは2番組ずつが放送可能となるということでございます。

このあたりを次のページでご説明してございますけれども、B S右旋は、先ほど申しました1 7チャンネルと、特定申請等により新たに生じる空き周波数、これは申請者が既存の2 Kの放送の事業者である場合に、一部、今使用している帯域を返上することによって、空き周波数を新たにつくっていくということによってもう1チャンネルつくるものでございます。後ほどご説明いたしますが、第7チャンネルがこれによって空きチャンネルとなる予定でございます。したがって、B S右旋では全体で6番組が流せることになります。

B S左旋につきましては、3つのチャンネルを使えるようになる予定でござ

いますが、1つはNHKが8Kで使う予定になりますので、残りの2チャンネル分掛ける3番組ということで、6番組が割り当て可能ということになります。

そして、110度CSにつきましては、各トランスポンダ、各チャンネルで2番組ですので、2掛ける5の10番組が今回の申請枠ということになります。

次のページであります。先ほど申しましたけれども、特定申請という形で、一部、今使用している周波数を返上することによって新たな空き周波数をつくるイメージでございます。既存の2K番組、現状1つのトランスポンダを48スロットに分けて、そのうち24スロットを使って2K番組を放送している事業者が多くございますけれども、例えばこの24のうち一部8スロットずつ返上いただくことで、新たなチャンネルをつくろうということでございます。

次のページ、基幹放送普及計画につきまして、このあたりの基本的な考え方を整理してございます。まずHD(2K)、それからSDにつきましては右旋の周波数、そして4K・8Kにつきましては左旋の周波数を使用することを基本とするという考え方を持ちまして対応いたしております。ただ、左旋の周波数の場合は受信環境、これから受信機それからアンテナ含めてゼロから整えていく必要がある関係で、まず普及しております右旋で行うチャンネルでも4Kの実用放送が行えるようにしようということで、立ち上がり期にこの普及の促進を図るために2つのトランスポンダを利用できるようにしていくということでございます。そして、NHKにつきましては4Kと8Kをそれぞれ1番組ずつ、これは基幹放送普及計画に従って放送いただくことになってございます。それ以外の事業者を合計いたしますと18ないし21の番組を流していただくということになります。

次のページでございますけれども、以上をもちまして今回の申請の概要でございますけれども、実用放送につきましては10者から17番組分、それから試験放送につきましては1者から1番組、こちらは一般社団法人放送サービス

高度化推進協会（A-PAB）様から申請がございました。下の表にございますけれども、まず（１）BS右旋による4K実用放送については、いわゆる民放キー局系の衛星放送事業者5者とWOWOW様、それから（２）でございまして、BS左旋につきましては、SCサテライト、QVCサテライトという、いわゆるショッピングチャンネル系の2者と映画チャンネルの東北新社、そしてWOWOW様の第2希望。それから（３）110度CS左旋につきましては、SCサテライト様の第2希望とスカパー・エンターテイメント様の8番組分ということで申請があったところでございます。

ちなみに、先ほど申しましたように認定の予定枠としましては、（１）のBS右旋については5番組枠に対して6者、BS左旋については6番組枠に対して4者、110度CS左旋については10枠に対して9者の申請があったということでございます。

次のページからが申請の審査に関するものでございます。まず、絶対審査といたしまして、申請のあったすべての方々について必要事項を満たしているかどうかを確認するものでございます。まず、オレンジの四角、BSの右旋につきましては、民放のいずれの者、6者につきましてもこれを満たしているということでございますが、先ほど申しましたように指定することのできる番組枠は5つということでございますので、比較審査を実施することになります。

次に、緑の枠のBS左旋と110度CS左旋、これにつきましては実用放送、試験放送ともですけれども、いずれの者も絶対審査は適合ということでございます。そして、それぞれ指定することのできる周波数が不足はしませんことから、全ての申請者を認定することが適当というふうに考えてございます。

そして、先ほどのBS右旋につきましては、第一次比較審査で、まず広告放送の割合ですとか字幕放送の割合ですとか、こういった部分について審査を行います。あわせて今使っている一部の帯域を返上するということがあるかない

かということのチェック等をいたしますと、これをパスしますと特定申請ということになります。そして、下に書いてございますように6者中5者がこの一部帯域返上を行う特定申請の要件に適合いたします。結果、2トランスポンダ分の空き周波数が確保されます。そうしますと、特定申請が優先されるということになりますので、この5者につきましては認定をすることになります。特定申請ではないWOWOWにつきましては、劣後することになりますので、第2希望のBS左旋について認定をすることが適当というふうに考えてございます。

次のページは、この審査基準の概要をもう少し具体的に表現したものでございます。最初の絶対審査については22の項目につきましてチェックをさせていただきました。以下、詳細説明は割愛させていただきますが、次の14ページは、この絶対審査22項目について、どういったものなのかというその概要を整理したものでございます。放送法93条の1項に基づくものでありまして、基幹放送局設備の確保、経理的基礎・技術的能力、技術基準の適合性等について確認をするものでございます。

さらに、次の15ページ、16ページにつきましては、絶対審査項目についてどのような内容の審査を行っているかということについて概要を記載したものでございます。例えば、経理的基礎につきましては、事業開始までに必要な資金の調達が可能か、事業開始後の継続運営が可能かということ等々について確認させていただいているものでございます。

17ページにまいりますけれども、絶対審査の後、第一次比較審査を行ったと申しましたが、この中身でございます。1つ目は、一次比較審査項目が適合することということで、まず広告放送の割合が3割を超えないということ。それから、青少年保護の措置が講じられている、成人向け番組を行わないということ。それから、字幕番組の充実、字幕付与率5割以上ということ。それから、

放送番組の高画質性ということで、ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置をとるということ。加えて2つ目の48分の8トランスポンダ以上を返上するということ。希望する周波数はいずれでもよいとすることということに関して、6者のうち5者が適合しているということでした。

以上を踏まえまして、認定案を次の18ページに記載させていただいております。ここにありますように、BS右旋につきましてはキー局系5者とNHKの4K、BS左旋につきましてはSCサテライト、QVCサテライトと東北新社、WOWOW、NHKの8K、そして110度CS実用放送についてはスカパー・エンターテインメントの8番組分、CS試験放送については放送サービス高度化推進協会の1者という形で考えてございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

最初に私のほうからちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、ご説明いただきました14ページの右側の括弧の中に、前ページ①②③、、と書かれています。これ、すべて次ページという意味ではないのでしょうか。①②③、、の具体的な説明が次ページに詳しく書かれていますので。

○玉田衛星・地域放送課長 実は両方対応しておりまして、前のページでいいますと、13ページでいいますと、絶対審査の項目の①から②という黄色い部分に書いている部分で、実は同じ内容がその次の15ページにも書かれていますということでございます。

○吉田会長 13ページはちょっと小さい字で、15ページは大きな字で書かれていますので、次ページのほうが適切かなと思った次第です。事情は分かりました。

それから、もう1点、僭越ですけど私のほうから聞かせていただきたいので

すが、12ページの左側で、第一次比較審査と第二次比較審査と書かれたところのすぐ右横に、両方とも「広告放送の割合、字幕放送の割合等を審査」とまったく同じ文言がありますが、これは13ページのところを見ますと、一次審査は単に適合しているかどうかなのに対し、第二次審査ではどちらがより適合しているかという比較審査が行われるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○玉田衛星・地域放送課長 おっしゃるとおりでございます。第一次比較審査は、13ページの水色の部分で、点線で囲った部分。例えば、広告放送であると3割を超えないということに合致しているかどうかということでございますけれども、その下、第二次比較審査になりますと、これが数値によるところの比較になるという意味で、広告放送の割合がより低いという、数字で比較することになったというものでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。どうもすみません、以上の二点について議論に先立って確認したかったこともあり、私のほうから先に質問してしまって申し訳ございませんでした。

それでは、委員の皆様、ただいまの玉田課長からのご説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○櫻田委員 それでは、ど素人なので、無意味な質問かもしれませんが、今回の衛星による4K・8Kというのは、既にケーブル、インターネットでは実現されている画質のものと質は同じということですよ。それで、その先行している、実は私も自宅ではそのインターネットなんですけど、ただ、機械はまだ4K・8K対応になってないのであれですけども、ちょっとお伺いしたかったのは、衛星による4K・8Kというのとインターネット経由の4K・8Kというのは、質が同じだとすると、あえてここで衛星のその4K・8Kを申し込むメリットというのを明確に打ち出すべきだろうと思うし、そのほうが国民の理解

を得やすいと思いますが、それについて1つお聞かせいただきたいなど。もしかしたらメリットもあるかもしれないし、コラボレーションすることのその展開とかそういうの。

もう一つは、高画質であるということによって、スポーツとかあるいは文化あるいはネイチャーなんか画像として見せる魅力ってものすごくあると思いますが、私は、素人の話なんですけど、肉眼で確認できる精細度は4K・8Kあまり変わらないというか、正直、今のでも十分だという方もいらっしゃる中で、あえて4K・8Kを国として推進していくことによって何をしようとしているのかということについて、結構強く打ち出していくべきじゃないかなと。ちょっと、大変言葉を選ばず、誤解を恐れず言うと、無駄な投資にならないようにせにゃいかんということでありまして、それがセキュリティであるとか、あるいは防犯も含めた、安心とか安全とかそういったものにつながっていくのであれば大いにやるべしということでしょうけども、ただ美しいだけというだけではどうかなという、何か打ち出すものが必要かなというような、ちょっと素人なんでとんちんかんなこと聞いているわけで、この2点。

○玉田衛星・地域放送課長　ご質問ありがとうございます。まず1点目の衛星で行うメリットということに関してでありますけれども、衛星の場合はやはり周波数帯域が幅広くとれるということもありまして、例えばインターネットで配信する場合に、ネットワークの混雑具合によっては、4Kの本来必要とする伝送量が確保されないような場合もございます。その点、その周波数帯域とその安定性を持って衛星で行うことの4K・8Kの高画質性のメリットがしっかり確保できるのではないかというふうに考えております。これが1点目であります。

2点目に関して申しますと、4K・8Kは、これ自体は、制度上は走査線の数で指定しているものでございますけれども、実際にはその走査線の数を確保

した上で、例えば合間合間をどういう情報を入れるかによって見え方が異なりますが、非常に迫力のある映像あるいはリアルに近い映像が楽しめるところでございます。具体的にはスポーツ中継のような迫力のある映像ということが考えられますけれども、それ以外にも例えば医療での8Kの映像の利用というふうなことであるとか、4Kでありましても教育であるとか広告その他の分野での効果が期待されているというふうなことでございます。また、おっしゃったような防犯面でも利用されるというふうなことも期待されているところでございまして、こういったさまざまな社会・経済活動の分野での効果について、2013年から20年までの間で36兆円の経済効果があるというふうな試算もあるところでございます。

○櫻田委員 分かりました。オリンピック一本槍にならないようにしたほうが良いということですね。

○吉田会長 櫻田委員からのご指摘は、私も非常に重要なポイントではないかと思えます。今いろいろお答えいただきましたなかで、特に医療、教育、広告、防犯とおっしゃいましたけど、インターネットと連携というのか、連動する、そういったサービスも非常に大きな方向性ではないかと思えますので、4Kならではの、新しい、皆さんが大いに魅力を感じるようなサービスにつながるように努めていただければと私も期待しております。

ほかの皆様からご意見いかがでしょうか。

それでは、私のほうからもお伺いさせていただきます。2点ほどありますが、1つ目は、先ほどのご説明の中で、BSの左旋と110度CSの左旋については、ちょっと付記されているだけで、表立って説明はなかったのですが、結果的にはまだ2番組分余裕があるということでしたが、この2番組分の余裕については、追ってタイミングを見計らって、追加募集のようなことをされるのでしょうか。この2番組分をどう今後扱っていかれるのかということをお

伺いしたいと思ったのが1点目です。

それから2点目につきましては、前々から話題になっていますように、BSの右旋はまだしもBSの左旋、CSの左旋となりますと、アンテナ系から宅内への引き込み線など宅内配線に加えて、当然受信機も新たに導入しないといけないということで、ユーザーの皆さんにとってはかなり対価を払わないといけないことになります。つきましては、その払うべき対価をできるだけ安く、少なくしていただいたうえで、より魅力ある4K・8Kならではのサービスを、ユーザーの皆さんが受けられるように、そのあたりを総務省さんのほうでうまく配慮するというか、取り計らっていただいて、このサービスがより円滑に普及発展するようにしていただければと思います。この2点目は私からの希望ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○玉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。まず最初にいただきました2番組分のまだ空きがあるということに関しましてでございますけれども、特に左旋ということでございまして、これからその受信環境の整い具合、あるいは事業者の皆様のご意向等々あると思っておりますけれども、こういったものも踏まえまして適切なタイミングで改めて公募するというのも考えていきたいというふうに考えております。

○久恒放送技術課長 2点目の宅内配線の関係でございますけれども、一般の方は家電量販店に行くと、まずは、4Kテレビ、大きいものを売っていると認識され、そこまでどまりですが、そこで4K放送の受信機とともに、今度は左旋の電波を受けようとするれば、左旋用のパラボラアンテナが必要になりますし、さらに持って、ここは大変難しいところですが、家を購入したときからもう宅内配線というのは取り付けられていまして、ほとんどの方にとっては、その宅内配線の機器がどういうスペックであるかというのはご存じないところでございますけれども、そういうところがどうなっているのかということがち

ちゃんと家電量販店などで相談ができる、で、それを知った上でご購入いただけたらとか、あるいはご購入されるチャンスのあるときに量販店のところからちゃんとか、こういう問題点もあるのでいかがでしょうかということが問いかけるような、そういう体制をつくっていききたいということで、まだ財務省に対する予算要求を終えたばかりでございます、これから国会にかかるところですけれども、そういう調査費も含めてちょっと要求しているところでございます、業界と一丸となって、左旋のこの普及の関係では、いろいろな課題があるところがございますけれども、PRをしっかりしていきたいというふうに考えてございます。

○吉田会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにご意見はいかがでしょう。

○石黒代理 1つ質問ですが、今ご説明のあった左旋を受信するための追加設備については、今皆さん右旋用のアンテナと引込み線を持っていて、もしも私が左旋も見たいなと思うと、追加で買うのか、それとも今あるものを左旋も右旋も対応するものにかえるのか、何かどういうイメージで一般の人たちは思っているのでしょうか。

○久恒放送技術課長 戸建て住宅のお話をベースにさせていただいてよろしいですか。

○石黒代理 はい。

○久恒放送技術課長 4Kの受信機で左旋用の受信機を購入されたとしても、パラボラアンテナにつきましては左旋用のアンテナ、右旋も受かるし、左旋も受かるというような、パラボラアンテナにかえていただく必要がございます。右旋だけのアンテナで左旋も受かるかということになりますと、受信ができません。

それにあわせてまして今度は、電波を宅内配線に引き込むときですが、電波の

周波数を変換する機械が入ってございまして、それに合わせた形で、宅内配線の中でいきますとブースター、アンプ、それに加えて部屋の中に、何部屋に配置するかで分配器、分岐器と申し上げますけれども、そういう設備も変えていく必要が出てくるというふうに見てます。ただ、宅内配線の中でケーブルでございましてけれども、ケーブルについては外側に銀紙というかアルミ箔が入った同軸ケーブル、これであれば、もちろん減衰の度合いは違いますけれども、何とか宅内の中には引き込むことが、既存のもので利用できるというふうに見てございます。

○石黒代理 はい、分かりました。ありがとうございます。

○櫻田委員 地デジと違って見られなくなるっていう話ではないので、だから何か引きつけるものが必要ですよ。これあったほうが良いというふうに国民の人が思うような何かが必要ですよ。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○松崎委員 この比較審査のときのトランスポンダの返上枠が特定申請となって優先されるというのは、各社、申請する前に分かっていることですよ。後になって、聞いていなかったということはないですか？

○玉田衛星・地域放送課長 はい。審査基準を早い段階で公表させていただいておりますので、その点は大丈夫でございます。

○松崎委員 安心致しました。

○林委員 私も不案内でございますので、お教えいただきたい。4K・8K実用放送の業務等の認定に係る第一次比較審査における広告放送の割合が3割を超えないという部分について、委員限りの資料を拝見しておりますと、BS右旋のほうでございましてけれども、おおむね1者を除いて皆3割に近接したところに張りついていると、こういう状況でございまして、広告放送割合が3割を超えないように一定の歯止めとなっている意味ではそれなりの機能を果たして

おりますが、そもそもこういうふうに関社3割近くに張り付いているという意味では、あまり比較審査の役割を果たしていないようにも思われます。そこで、そもそも当初、広告放送割合を3割以内にした立法趣旨と申いますか、なぜ3割という数字付けがなされたのか、以前もおうかがいいしたかもしれないですけども、その辺のところをもう一度確認させていただきたい。

○玉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。この部分での広告放送と申います場合は、いわゆるコマーシャルに加えて通販番組等を含み得る概念でございまして、やはり広告放送部分の比率が高いのではないかと申国会等の場での審議も踏まえまして、こういった形で採用しているというふうに関知をしてございまして、そういう意味では今回仮に第二次比較審査に進み申した場合には、この数字の多寡によって差もつき得た部分かというふうに関知をしてございまして。

○林委員 分かりました。

○吉田会長 随分いろいろ意見を頂戴いたしましたが、もうほかにはよろしいでしょうか。

それでは、本件、皆様方からご要望を含めましていろいろと貴重なご意見を頂戴したところですが、この諮問第1号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思申いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決することと申いたします。答申書につきましては、所定の手続によりまして、事務局のほうから総務大臣宛て提出をお願いいたします。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

次回の開催は、平成29年2月8日、水曜日の15時からを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、ご審議いただきましてどうもありがとうございました。